

本会職員不祥事に関するお詫び

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、本会地域福祉活動推進につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

このたび、本会職員（地域福祉生活係所属）が、市内2か所の地区社会福祉協議会及び市内1か所のボランティア団体の預金から不正に現金を引き出し取得していたほか、令和4年度分ボランティア活動保険の保険料として預かった現金を不正に取得していた事案が発覚し、令和5年4月10日に公表させていただきました。

当該職員を懲戒解雇とし、管理監督職員につきましては、戒告の懲戒処分を行いました。

市民の皆様はもとより、本会事業にご支援をいただいております皆様をはじめ、多くの関係者の信頼を著しく失墜させてしまう事態を招き、心よりお詫び申し上げます。

本会といたしましては、被害を受けました市内2か所の地区社会福祉協議会及び市内1か所のボランティア団体への謝罪と説明をしますとともに、令和4年度ボランティア活動保険の加入申請をされた皆様に、心よりお詫び申し上げます。

なお、被害についてはすでに全額を弁済し、ボランティア活動保険につきましても令和4年4月1日から令和5年3月31日までの全期間について発生した事故について補償しておりますことを申し上げますとともに、皆様からお預かりする社協会費、寄附金、共同募金等は、適切に運営しておりますことをご報告いたします。

今後は、二度とこのような事態が起きないように、再発防止策を講じ、信頼回復に努めてまいります。

これからも、綾瀬市社会福祉協議会へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会 会長 樋口 賢一